

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの
土地改良区の役員の住所の変更
土地改良区の定款の変更の認可
土地改良事業計画の決定
県管土地改良事業の変更計画の決定
土地改良事業計画の適否の決定
土地改良事業の認可
保安林の指定予定
保安林の指定の解除予定(三件)
開発行為に関する工事の完了
道路交通法第百四条第四項及び第百七条の五第三項の規定による医師の指定の一部改正

◇ 公安告示

道路交通法第百四条第四項及び第百七条の五第三項の規定による医師の指定の一部改正

告 示

◇ 公 告 基幹林業作業士として認定した者
◇ 正 誤 昭和五十七年十二月鳥取県告示第千八百八十六号中訂正

鳥取県告示第千二百三十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
山口はるみ歯科 医院	米子市道笑町四丁目九九一三	昭和五十七年十月十五日
浜坂薬局	鳥取市浜坂一三五八一六八	〃
林原医院	東伯郡赤碓町大字赤碓 一〇九二	昭和五十七年十一月一日

加藤 外科医院	岩美郡岩美町大字河崎 二六六一三	昭和五十七年十一月八日
森 整形外科医院	米子市夜見町二六〇	昭和五十七年十一月十五日
松浦 診療所	米子市東町一一一	昭和五十七年十二月一日

鳥取県告示第千二百三十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
山口はるみ歯科医院	米子市道笑町四丁目九九一三	全 国	昭和五十七年十月十五日
浜 坂 薬局	鳥取市浜坂一三五八一六八	"	"
林 原 医院	東伯郡赤碕町大字赤碕一〇九二	"	昭和五十七年十一月一日

加藤 外科医院	岩美郡岩美町大字河崎 二六六一三	"	昭和五十七年十一月八日
森 整形外科医院	米子市夜見町二六〇	"	昭和五十七年十一月十五日
松浦 診療所	米子市東町一一一	"	昭和五十七年十二月一日

鳥取県告示第千二百三十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
石 川 直	鳥国医第二、八四一号	昭和五十七年十月四日
丸 山 茂 雄	鳥国医第二、八四三号	昭和五十七年十月二十二日
吉 村 禎 二	鳥国医第二、八四四号	"

奥山 留理子	鳥国葉第五〇五号	"
渡部 佳子	鳥国葉第五〇六号	
		昭和五十七年十月二十九日

鳥取県告示第千二百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり邑美土地改良区から役員の仕事に生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

理事 谷口 秋喜	
変更前	鳥取市久末二二八
変更後	鳥取市久末二三〇

鳥取県告示第千二百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、北条町土地改良区の定款の変更を昭和五十七年十二月十三日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十二月二日付けで西伯郡西伯町大字福成一三六三赤井京二ほか十四人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（天津地区農業用排水と農道整備及び暗きよ排水を一体としたもの）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十七年十二月十八日から二十六日間
- 三 縦覧に供する場所
会見町役場及び西伯町役場
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第千二百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良（北条砂丘地区ほ場整備）事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十二月十八日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場及び大栄町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第千二百四十一号

昭和五十七年五月四日付けで淀江町から申請のあつた土地改良（宝ヶ瀬地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項におい

て準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十二月十八日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百四十二号

国府町から申請のあつた町営土地改良（神垣地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十二月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百四十三号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

岩美郡国府町大字町屋字甕山五七一の一（次の図に示す部分に限る。）、字口ヲツ谷四三三、五七〇の一、気高郡青谷町大字八葉寺字大門六二の三、六二の五、六二の六、六四、六五、七〇の二、七〇の三、字西村内二三〇の一、二三〇の二、二三〇の四、字大竹山九一二、九一三、九一五、九一六

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として、伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字三朝字小木脇二二三の一、字湯谷東二二四の一、

- 二二六の一、二二七の一、二二七の二、字湯谷西二四七、二四八の一、二五〇、二五二から二五四まで、二五五の一、二五六、二六二の一、二六三、二六六の一、字湯谷口二八三の一、二八四

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課並びに国府町役場、青谷町役場及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千二百四十四号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字石脇字二ノ甲亀山一二九六の五

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第千二百四十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十七年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字郷原字楮谷三三三の一の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町

役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千二百四十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十七年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市上大立字熊シデケ平ル五三九の一、字下大流五四〇の一、字祖
母ヶ墓五四一の一、五四一の五、五四一の六、字大畑ヶ谷五四二の一、
五四二の二、五四二の九（以上八筆について、次の図に示す部分に限
る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び倉吉市
役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千二百四十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年八月二十日 鳥取県指令受都計第百二十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市渡町字大下、字八幡及び字八幡灘

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市二本木九四九

山陰住研株式会社

代表取締役 杉山明尚

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十九号

昭和四十三年三月鳥取県公安委員会告示第十五号（道路交通法第百四条第四項及び第百七条の五第三項の規定による医師の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十七年十二月十七日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

一の表中 「渡辺 元」 「渡辺 病院」

東町三丁目三〇七 を削る。

公 告

昭和57年度に基幹林業作業士として認定した者は、次のとおりである。

昭和57年12月17日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

長谷三陽治 岡田 吉治 森原 利男 坂口 文人 出口 英男
山田 一郎 大谷豪太郎 山縣 雅彦 砂場 晃

正 誤

昭和五十七年十二月鳥取県告示第千八百八十六号（保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度について）中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁 段 誤 正

二 上 一八・一一 一四・九六